

PTA行事総合補償制度 (PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険)のご案内

PTA 行事総合補償制度は、PTA が主催する行事中の児童・生徒・PTA 会員の傷害事故を補償する「PTA 団体傷害保険」と、事故が発生し、主催者側としての法律上の損害賠償責任を負った場合に備えての「PTA 賠償責任保険」(PTA 管理者特別約款)とを組み合わせた保険商品です。

<補償制度加入の方法>

PTA 単位にて全員一括加入を決定し、会長名でお申込み下さい。

<保険期間> 1年間

<保険契約者> 学校単位等のPTA

<補償制度加入対象者(被保険者)>

(傷害保険)児童・生徒、保護者会員および教師会員

(賠償責任保険)PTA

1. PTA団体傷害保険 (普通傷害保険普通保険約款+PTA 団体傷害保険特約)

●保険金をお支払いする場合

PTA が主催または共催する行事に参加中(自宅と行事会場との通常の経路の往復途上を含みます。)の傷害事故がお支払いの対象となります。

(例)

* PTA のバレーボール大会やサークル活動中誤ってケガをした。

* PTA 主催の廃品回収作業中、リヤカーのタイヤに足をはさまれ骨折した。

* PTA が朝・夕の児童・生徒の登下校のための交通指導中にケガをした。

* PTA 共催の運動会の競技参加中に転んでケガをした。

(注)児童・生徒につきましては「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより給付対象となるケガは、本保険の補償の対象となりませんのでご注意下さい。

●保険金額

1名につき

死亡・後遺障害保険金 181.5万円

入院保険金日額 2,500円

通院保険金日額 1,500円

●保険金が支払われる場合・お支払いする保険金

被保険者(補償の対象となる方)がPTAの管理下においてPTA行事に参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して、次の保険金をお支払いします。

①死亡保険金

ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

②後遺障害保険金

ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(注)①②については、合計して保険期間を通じ、各被保険者(補償の対象となる方)の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③入院保険金

ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で入院された場合に、入院の日数に対して180日を限度に、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、ケガ(事故)の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては入院保険金はお支払いできません。

④手術保険金

ケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につきケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

イ. 入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10倍

ロ. イ.以外の手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5倍

⑤通院保険金

ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で通院(往診を含みます。)された場合に、通院の日数に対して90日を限度に、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、ケガ(事故)の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金はお支払いできません。

●保険金をお支払いできない主な場合

- ◆ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ◆自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ
- ◆脳疾患、疾病(日射病、熱射病を含みます。)または心神喪失によるケガ
- ◆地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ
- ◆独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガ など

2. PTA賠償責任保険 (賠償責任保険普通保険約款+PTA 管理者特別約款)

●保険金をお支払いする場合

PTA 行事を行っている際、下記(イ)または(ロ)の事由によって被る 損害を補償します。

(イ)PTA の不注意、管理や指導のミスによって児童・生徒・父母会員・教師会員またはその他の第三者の身体・財物に損害を与え、PTA が法律上の損害賠償責任を負った場合

(ロ)第三者から借用していたスポーツ用具等を児童・生徒や PTA 会員が損壊したことについて、管理者として PTA が法律上の損害賠償責任を負った場合

●お支払いする保険金

- ①損害賠償金 ②損害発生拡大防止費用 ③権利の保全行使手続費用
- ④応急手当等の緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用

●保険金をお支払いする限度額

①上記(イ)の事故

身体 1名 5,000万円 1事故 3億円
財物 1事故 500万円

(身体・財物とも1事故につき自己負担額1,000円)

②上記(ロ)の事故

保管物危険 保険期間中500万円(児童・生徒数50名以上の場合。50名未満の場合は10万円に人数を乗じた額)。

(1事故につき自己負担額5,000円)

●保険金をお支払いできない主な場合

- ◆PTA の故意
- ◆自動車、車両(原動力が専ら人力であるものを除きます。)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- ◆被保険者の占有を離れた財物または飲食物に起因する損害賠償責任
- ◆地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ◆PTA行事以外の活動に起因する損害賠償責任 など

3. 保険料について

保険料のお支払方法は一時払です。上記条件に基づく保険料につきましては、別途ご契約者様(PTA)にご案内させていただきます。

4.【その他(ご注意など)】

●この保険契約は PTA を契約者とする団体契約です。保険証券を請求する 権利、保険契約を解約する権利等は団体が有します。

●告知義務・通知義務等について

(1)ご加入の際には、申込書に★印または☆印で示した事項(告知事項)について正しくお申出いただく義務(告知義務)がございます。正しくお申出いただきませんと、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。なお告知事項とは危険(事故発生の可能性)にかかる事項をいい、以下の事項が該当します。

【主な告知事項】

①PTA の児童・生徒数、世帯数

②この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無(有の場合はその内容)

(2)ご加入後に契約内容の変更が生じた際には、遅滞なく取扱代理店または日新火災にご連絡ください。また、転居等による住所または通知先の変更がある場合に、ご通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、必ずご連絡ください(通知義務等)。

●賠償責任保険の先取特権について

賠償事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかわる賠償保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。なお、損害賠償請求権者(被害者またはその遺族)は、賠償保険金の支払を優先的に受ける権利(先取特権)を有し、これを行行使することができます。

●クーリングオフについて

この保険は、ご契約のお申込み後、申込みの撤回またはご契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできませんのでご注意ください。

●事故が発生した場合のお手続きについて

(1)事故、ケガ等が発生した場合、傷害事故の場合は事故の日から30日以内に、賠償事故の場合は遅滞なく、取扱代理店または日新火災までご連絡ください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、削減されたりすることがありますのでご注意ください。

<サービス24>

フリーダイヤル 0120-25-7474[受付時間:24時間・365日]

(2)この保険には、保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合、事故の処理につきご相談ください。日新火災からの助言に基づき、お客さまご自身が、被害者の方との示談交渉をすすめていただくこととなります。またあらかじめ日新火災の承認を得ず被害者と示談金や賠償金の合意をされた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●お客さま情報のお取扱いについて

日新火災は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。ご契約の際には、重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

●契約者保護制度について

傷害保険は損害保険契約者保護機構による補償の対象となりますが、賠償責任保険は補償の対象となりません。詳細につきましては、取扱代理店または日新火災にご照会ください。

※このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。詳細につきましては、「ご契約のしおり」(または「約款」)をご参照いただくか、取扱代理店または日新火災へお問い合わせください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、「契約申込書」および「重要事項説明書」に記載しておりますのでご確認ください。

※取扱代理店は、日新火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、日新火災と直接契約されたものとなります。

※保険料をお支払いの際は、日新火災所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが日新火災営業店にご照会ください。

<連絡先>

取 扱 代 理 店	引 受 保 険 会 社
武田企画 武田 勉 〒190-0001 立川市若葉町 1-24-30 若葉の杜コスモガーデンズ 7202 TEL:042-537-3531	日新火災海上保険株式会社 東京事業部 多摩サービス支店 〒190-0012 立川市曙町2-22-22 TBK立川ビル5F TEL:042-527-7771

<2017年1月作成>(文書番号:1701-0020)